平成２９年（フ）第２７２号
広島県廿日市市宮島町318番地１
破産者　竹本光通信こと　竹本　真也
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９５号
広島県安芸郡坂町小屋浦２丁目47番29号
破産者　髙嶺　貞雄
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０２号
広島県山県郡北広島町春木1383番地１（２棟401号）
破産者　大野　祐貴
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４４６号
福岡県宗像市ひかりヶ丘２丁目３番地１
破産者　波多江美貴
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５３７号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4307番地１　グランディスⅡ―102号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目１番13―903号
破産者　森平　秀男
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８２３号
福岡市博多区吉塚１丁目８番27―107号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区博多駅前１丁目21番20―1216号
破産者　江藤ひかり（旧姓谷本）
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９６８号
福岡県筑紫郡那珂川町後野１丁目４番30号　アンベール・ヌフ202号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町東隈１丁目２番６号
破産者　ラ・グリリア・ホシこと　原田　星児
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９８５号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂１丁目２番５号　フォレストヴィラ進101号
破産者　池本　　睦
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０１１号
福岡市博多区博多駅南３丁目５番18号
破産者　前田　直樹
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０１５号
福岡市博多区板付６丁目２番32―102号
破産者　高木　達也
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０３２号
福岡市早良区原１丁目38番２―101号、前住所福岡市早良区小田部２丁目19番１号
破産者　高橋　千絵
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０８０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目96番地　カーサ石川101号
破産者　榊原　健太
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２８７号
大分市下郡南５丁目５番14号　メゾン下郡201、申立時の住所大分市下郡南４丁目６番23号　ヴェルドミールⅢ　103号
破産者　牧　　拓朗
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２８号
鹿児島県鹿児島市本名町1140―７、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市本城町1319番地
破産者　久木田隆志
１　決定年月日　平成30年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第６６号
青森県弘前市大字清野袋４丁目１番地６
破産者　乗田　清彦
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３４号
宮城県大崎市田尻沼部字十文字52番地、従前の住所宮城県大崎市田尻沼部字新富岡41番地
破産者　橋元　恵美（旧姓末永）
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
秋田市外旭川八幡田１丁目18番84号
破産者　小林　京子
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１７号
福島県田村市船引町船引字入山71番地　ファミールＫａｎｋｉ105
破産者　佐藤　初子
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係